### ○四国地方整備局告示第七十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年八月二十四日

四国地方整備局長 北橋 建治

- 第1 起業者の名称 徳島県
- 第2 事業の種類 二級河川福井川水系福井川改修工事 (徳島県阿 南市福井町大原地内から同市福井町大宮地内まで)及びこれに 伴う取水堰付替工事
- 第3 起業地
  - 1 収用の部分 徳島県阿南市福井町大原、大宮、湊及び大西地 内
  - 2 使用の部分 徳島県阿南市福井町大原、湊及び大西地内
- 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県阿南市福井町大原及び湊地内から 同市福井町山下及び大西地内までの延長 1,040 mの区間(以下 「本件区間」という。)を全体計画区間とする「二級河川福井 川水系福井川改修工事及びこれに伴う取水堰付替工事」(以下 「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分であ る。

本件事業のうち、「二級河川福井川水系福井川改修工事」(以下「本体事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項の二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される取水堰の従来の機能 を維持するための付替工事は、河川法が適用される河川に利水 の目的をもって設置する施設に関する事業であり、法第3条第 2号に掲げる河川法が適用される河川に利水の目的をもって設 置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する 事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区間は、河川法第5条第1項の規定により指定された二級河川の区間であり、また、本件事業の起業者である徳島県は、同法第10条第1項の規定により本河川の河川管理者となることから本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

二級河川福井川水系福井川(以下「福井川」という。)は、その源を徳島県阿南市と海部郡美波町の境に位置する標高538.8 mの後世山に発し、途中下原谷川、椿地川等の支川を合わせ、阿南市福井町を貫流し橘湾に注ぐ、幹川流路延長約14km、流域面積約33.7kmの河川である。

流域の地形は、上流域(源流から福井ダム)が急峻な山地、 中流域(福井ダムから山下堰)が河川沿いの谷底平地、下流域(山下堰から河口まで)が三角州性低地からなる。また、 流域の気候は、徳島県全域が台風の常襲地帯であることや、 徳島県南部の複雑な山地地形及び太平洋側気候の影響でしば しば局地的な集中豪雨にみまわれることから、年平均降水量 は約2,000 mm~2,500 mmに及ぶ徳島県有数の多雨地域である。

このような地理的条件及び気象条件により、福井川流域は過去にたびたび被害を受けており、近年においては平成 15年7月17日から19日にわたる集中豪雨により、床上浸水44戸、床下浸水78戸、浸水面積約43.8haという多大な浸水被害が発生している。

福井川の治水対策については「二級河川福井川水系河川整備計画」に基づき、基準地点湊橋における計画高水流量を540 m³/秒と定め50年に一回程度発生する規模の洪水に対応することを目的として順次河川改修を実施している。

本件区間は河川幅が最小部で約 44 mと極めて狭小で、一部で堤防高も低いため、洪水時には有堤部越水の恐れがある。また、堤防断面が小さいうえ、現況流下能力は約 77 ㎡/秒と小さいため、洪水による河道から堤防への圧力により堤防

から漏水が発生する状況となっており、堤内側の法面から水が噴き出すなど、法面崩壊を引き起こし、ひいては破堤につながる危険性が極めて高いものである。

本件事業は既設堤防の引堤、堤防断面の増大及び堤防高の確保の改修を行い、計画高水流量 540 m³/秒を安全に流下させ、治水安全度を高めることで、地域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、 相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

本事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に実施した調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本体事業は、現況流下能力及び堤防断面が不足している本件区間において流下能力の向上及び浸水被害の軽減を目的として、引堤及び護岸工事を実施するものであり、本体事業の事業計画は、河川管理施設等構造令(昭和 51 年政令第 199 号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、既設堤防を引堤し流下能力を向上させる申請案のほか、既設堤防を嵩上げして流下能力を向上させる案、河床掘削により河床を低くし流下能力を向上させる案について検討が行われている。既設場間上げ案は用地取得面積及び事業費が3案中最大となり周辺土地利用に与える影響が大きく経済的に不合理である。また、嵩上げによって生じる橋梁架替工事は現道交通を確保したがら作業することとなるため、施工性にも劣る。河床掘削をは、作業することとなるため、施工性にも劣る。河床掘削をは、作業するととなるため、施工性にも劣る。河床掘削をは、作業するととなるため、施工性に優別であると影響が大きに、動植物の生息環境に与える影響が大きなり、経済的にも申請案より高価となる。これらの案に、期間が最も短いことなどから社会的、経済的、技術的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う取水堰付替工事の事業計画

は、施設の位置、構造、型式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると得られる公共の利益は、 失われる公共の利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため第 20 条第3号の要件を充足すると判断される。

# 4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に図る必要性

3(1)で述べたように、本件区間は川幅が狭く現況流下能力が不足しているため、背後地では過去頻繁に浸水被害が発生していることから、これらの地域への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高い ものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性本件事業に係る起業地の範囲は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)の規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本体工事及び関連事業により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益 上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件 を充足すると判断される。

# 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県阿南市役所